熊本労働局

局長　金谷 雅也 様

最低賃金に関する要望書

令和８年７月２日

熊本県商工会議所連合会

熊本県商工会連合会

熊本県中小企業団体中央会

熊本県経営者協会

わが国が成長型経済へ本格的に移行するためには、企業が成長の果実を賃金や投資へ循環させていくことが重要であり、全国の企業数の９９．７％（熊本県内は９９．９％）、従業者数の６９．７％（熊本県内は９２．７％）を占め、地域経済を支える中小企業・小規模事業者の業績改善と自発的・持続的な賃上げが不可欠である。

深刻な人手不足と物価高騰を背景に、中小企業・小規模事業者も懸命に賃上げに取り組んでいるが、業績改善を伴わない「防衛的な賃上げ」の割合は依然として高く、円安の進行や中東をはじめとする国際情勢の不安定化によるコストの増大など経営への影響が懸念される。

こうした中、最低賃金は近年大幅な引上げが続いている。物価と賃金の上昇が続く中、最低賃金引上げの必要性は認識しているものの、企業の経営実態を踏まえない引上げは、地方の産業・生活インフラを支える中小企業・小規模事業者の事業継続を脅かし、地域経済に深刻な影響を与えかねない。

特に、令和７年度の熊本県最低賃金は、令和６年度の９５２円から８２円引上げられ、１，０３４円となった。国の中央最低賃金審議会の答申では、熊本県を含むＣランクの引上げ額の目安は６４円（前年比６．７％増）とされたが、熊本地方最低賃金審議会は、その目安６４円からさらに１８円増の８２円（前年比８．６％）という全国最大の引上げ額を答申した。

我々経済４団体は、目安額でさえも大変厳しいと受け止めていた中で、これを大きく上回る答申がなされたことに到底納得できず、異例の異議申出を行ったが、却下され、答申通り決定されたところである。

最低賃金１，０３４円適用後の本年２月に県内商工会議所が実施した調査では、約８７％の事業者が「最低賃金が負担になっている」と回答しており、令和８年度も令和７年度と同水準またはそれ以上の引上げが行われる場合は、従業員や残業時間の削減、設備投資の抑制や新規事業の取りやめ、さらには休業・廃業も検討せざるを得ないといった切実な声が届けられている。また、県商工会連合会が３月に実施した調査では、「最低賃金を下回るので引き上げた」とする事業者が半数近く（約４６％）に上っており、近年の最低賃金の大幅な引上げは、特に地方部における小規模事業者の経営に大きな影響を与えている。

こうした県内中小企業・小規模事業者の窮状なども踏まえた上で、令和８年度の最低賃金審議に当たり、下記のとおり強く要望する。

記

１　法定三要素に基づく審議会での議論の徹底、過度な地域間競争の抑制

令和７年度の地方最低賃金は、熊本県を含む３９の道府県で中央最低賃金審議会が示す目安を上回る引上げがなされた。地方最低賃金審議会においては、最低賃金法に基づき、各地域の生計費、賃金、企業の支払い能力の三要素をもとに審議を行うこととなっているが、現実的には、人材流出の懸念等から近隣県よりも１円でも高くといった過度な競争意識が働いている。さらには、国からは目安を上回る引上げを前提とした支援策なども提示された。これらは、セーフティーネットという本来の趣旨に即しておらず、企業の支払い能力を軽視した無理な引上げにつながっている。

また、同じ県の中においても地域によって経済状況や賃金等に格差がある。これを考慮せずに県内一律の大幅な引上げとなれば、人口減少や少子高齢化が進み経済が脆弱な地域においては、日常生活を支えるインフラともいうべき商業・サービス業等の産業が立ち行かなくなり、地域の更なる疲弊を招きかねない。

審議会においては、こうした点を十分踏まえつつ、三要素のデータに基づく議論を徹底すべきである。

２　企業の準備期間等を踏まえた合理的な発効日の設定

昨年は、中央から地方の審議会に対し、発効日についても十分な議論を行うよう要請した結果、多くの地域で指定日発効が適用された。熊本県においては、昨夏の豪雨災害の影響を考慮し発効日が１月１日となったが、例年の１０月発効に比べ賃上げ原資確保などの準備期間が確保できたと一定の評価がなされている。

最低賃金引上げに伴う年度途中の価格転嫁の交渉や契約変更手続きには、一定の時間と労力を要する。このような企業の準備期間を確保する観点、また「年収の壁」を意識した年末の就業調整を抑制する観点から、発効日については、少なくとも１月以降とすべきである。

３　最低賃金制度自体の見直し

熊本県を含む地方最低賃金審議会においては、近年、最終的な採決で、賃金を支払う当事者である使用者側委員全員が反対したまま、多数決で決定されるケースが多く、合意形成の場になり得ていない。中小企業・小規模事業者の現場の実態が十分に反映されるような公労使の委員構成の在り方、前述した他県との競争となっている実態、さらには県内一律の金額適用の適否も含め、現行制度には様々な構造的課題が生じていると言わざるを得ない。

今年度から目安制度の在り方に関する検討が開始されているが、地方の実情を十分踏まえた抜本的な見直しを検討するよう、厚生労働本省及び中央最低賃金審議会に対して強く働きかけられたい。

令和８年７月２日

熊本県商工会議所連合会　　会長　久　我　彰　登

熊本県商工会連合会　　会長　笠　　愛一郎

熊本県中小企業団体中央会　会長　櫻　井　一　郎

熊本県経営者協会　　会長　坂　口　洋一朗